明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境五）　一

〔告示〕
○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件（総務一六〇）　四
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務一一五）　四
○児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（厚生労働一〇五）　五
○保安林の指定をする件（農林水産七八〇～七九四）　五
○令和二年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（同七九五）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通四九八、五〇〇、五〇一）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同四九九）　七
○直轄砂防工事を施行する件（同五〇二）　七

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕
法務省　財務省　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（青森労働局最低賃金公示一、岩手同一、福井同一、長野同一、静岡同一、佐賀同一、宮崎同一）　八

〔公告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　八
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　八
会社その他　三一

省令

○環境省令第五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第一項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第二号ロ(3)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月四日　環境大臣　原田　義昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量） **第七条の八**　（略） 一・二　（略） 三　廃プラスチック類の処理施設において、令第六条の十一第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物処分業者」という。）が、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、当該施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に二十八を乗じて得られる数量とする。 四～六　（略） 2　（略） （産業廃棄物収集運搬業の許可の申請） **第九条の二**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一～十四　（略） 十五　申請者が令第六条の九第二号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物収集運搬業者」という。）に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲	（令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量） **第七条の八**　（略） 一・二　（略） （新設） 三～五　（略） 2　（略） （産業廃棄物収集運搬業の許可の申請） **第九条の二**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一～十四　（略） 十五　申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同